

2014.10.12

相続のいろは

節税策の盲点 ②

小規模宅地の特例への
もう一つの誤解は、自宅
兼賃住宅を建てれば節
税になると考えている人
がいることだ。

広さ210平方㍍、路

線価による評価が600

0万円の宅地を相続する

とする。居住用の住宅な

ら評価を8割減額する特

例の対象となり、相続税

の基準となる評価は12
00万円になる。

一方、3階建てのアパ

ートを建て、3階部分を

住居とし、1階、2階を

賃貸用にした場合はどう

か。以前は、賃貸部分も

小規模宅地の特例の対象

になった。だが、201

0年度から8割減額の対

象は、住居部分に制限さ

がいることだ。

減額されないことになっ

た。

住居部分の敷地の持ち

分が全体の3分の1、賃

貸部分が3分の2だとす

る。三菱UFJ信託銀行

によれば、住居用の20

0万円部分の評価は8

割減の400万円とな

る。賃貸用の4000万

円部分は入居者の借地権

などを差し引いたうえ、

5割減を適用し、160

0万円になる。評価額の

(隨時掲載)

合計は2000万円と、

自宅だけを相続する場合

よりも高くなる。

賃貸住宅を併設する利

点はあるが、以前と比べ

ると、うまみは減ってい

賃貸部分、優遇少なく

5割減のうまみは低下

（随時掲載）

